

諮問項目 1 「組織・機構の改善に関すること」に関する 検討資料集【職員数等】

<組織のスリム化>

○池田町の組織構成及び職員数の比較（H18-H28-R3）	… 1
○池田町定員管理計画	… 2
○池田町の人件費の推移	…10
○職員数の推移(町村・年度比較)	…10
○嘱託・臨時職員の人数の推移について	…11
○R3 池田松川白馬組織比較表	…12
○広域等共同処理事務一覧	…14
○超勤の実態	…15
○級別・年齢別職員人件費	…16
○職員構成表（年齢ピラミッド）	…17
○池田町職員勧奨退職制度実施要項	…19
○早期退職制度募集要項（参考：長和町）	…20
○45歳以上で早期退職する場合の特別負担金試算	…22

<行政委員会等の適正化>

○付属機関調べ	…23
○議員報酬比較表	…26
○農業委員会資料	…27

<その他>

○財政安定化庁内プロジェクト（略称：アンプロ）概要	…33
---------------------------	-----

池田町定員管理計画 (平成29年度～平成38年度)

平成29年4月1日 池田町

1 定員管理計画策定の趣旨

地方公共団体の行財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある中で、町民ニーズの高度化・多様化などに迅速かつ適切に対応することが求められています。さらに、地方分権化に対応すべく、町民との協働による自主・自立性の高い、将来の池田町を見据えた取組みを推進することが求められています。

こうした状況の下、本町では、簡素で効率的な行財政運営を図るため、これまで積極的に行政改革に取り組んできました。特に、職員数については、「池田町行財政集中改革プラン（平成18年6月策定）」及び「池田町町づくり推進プラン（平成19年度～平成28年度）」に基づき、行政サービスの低下を招かないように配慮しつつ、退職者数に対する新規採用者数の補充抑制を行い、定員削減に取り組んできたところです。その結果、平成27年度には職員総数89人まで削減を図ったところです。

しかしながら、この間の定員削減は厳しい財政事情を反映し、急速かつ大幅なものとならざるを得ず、近年、職員個々の負担の増大が心身の故障につながるケースや、迅速かつ整然とした事務の遂行に支障が出つつあります。

一方、本格的な少子高齢化による人口の減少、地方交付税及び町税収入の伸びが期待できない等、今後も厳しい財政状況が続くと予測され、行政経費の削減は重要であり、特に人件費の抑制、削減は避けてとおれない課題であり、適正な定数管理への取り組みは継続していく必要があります。

このようなことから、今後においても社会経済情勢の変化等に的確に対応し、効率的な業務改善等を行う中で、業務量に応じた定員の確保により円滑な行政運営を図るため新たに「池田町定員管理計画」を策定するものです。

なお、今後、国において公務員制度に係る改正等があった場合には、必要に応じて計画を見直すこととします。

2 職員数などの現況

(1) 職員数の推移

当町の職員数の推移は次のとおりとなっています。

平成 23 年から平成 28 年までの推移をみると、減少傾向が進んでいます。

部門		区分	職員数 (人)						対前年増減 (人)				
			平23	平24	平25	平26	平27	平28	平24	平25	平26	平27	平28
普通会計	福祉関係 除く 一般行政	議会	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0
		総務・企画	18	18	17	15	15	16	0	▲ 1	▲ 2	0	1
		税務	7	7	6	6	6	6	0	▲ 1	0	0	0
		農林水産	8	8	8	7	6	6	0	0	▲ 1	▲ 1	0
		商工	3	3	3	3	3	2	0	0	0	0	▲ 1
		土木	4	4	4	4	5	5	0	0	0	1	0
		小計	42	42	40	37	37	37	0	▲ 2	▲ 3	0	0
	福祉関係	民生	29	28	28	29	28	30	▲ 1	0	1	▲ 1	2
		衛生	11	12	12	10	10	10	1	0	▲ 2	0	0
		小計	40	40	40	39	38	40	0	0	▲ 1	▲ 1	2
	一般行政部門計		82	82	80	76	75	77	0	▲ 2	▲ 4	▲ 1	2
教育		8	8	8	9	8	8	0	0	1	▲ 1	0	
普通会計計		90	90	88	85	83	85	0	▲ 2	▲ 3	▲ 2	2	
公営企業等 会計部門	水道	2	3	3	3	3	3	1	0	0	0	0	
	下水道	2	1	1	1	1	1	▲ 1	0	0	0	0	
	その他	2	2	2	2	2	3	0	0	0	0	1	
	公営企業等会計部門計		6	6	6	6	6	7	0	0	0	0	1
総合計		96	96	94	91	89	92	0	▲ 2	▲ 3	▲ 2	3	

※平成 26 年度以前は教育長を含む

(2) 退職者数の推移

平成23年度から平成28年度までの退職者の推移をみると定年退職よりも普通退職が多く、定年退職よりも勸奨退職により退職する職員が多い状況です。

	平 23	平 24	平 25	平 26	平 27	平 28
退職者数	5	2	3	7	2	4
定年	1	1	1	3	1	
勸奨	3	1	2	2		2
普通	1			2	1	2
その他						
対前年	3	▲ 3	1	4	▲ 5	2
累計	5	7	10	17	19	23

(3) 新規採用職員数の推移

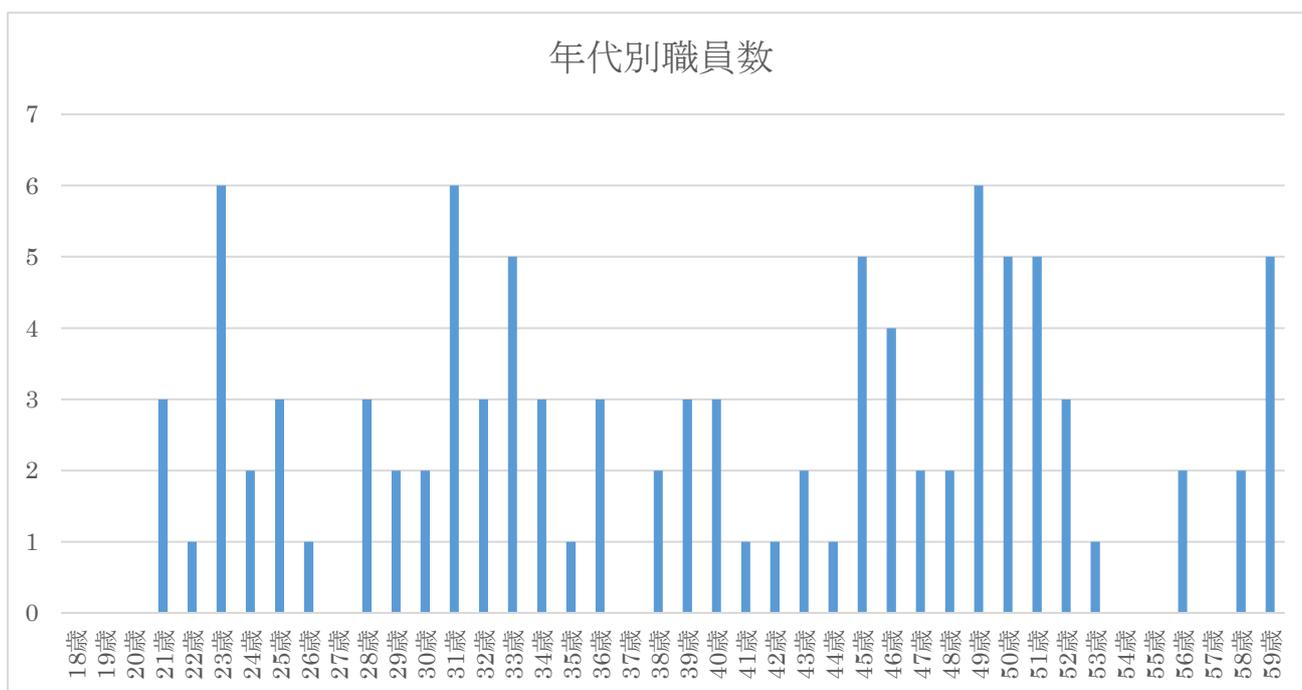
新規採用職員数は年度間で大きな偏りがあります。その要因は職員の年齢層に大きな偏りがあり、退職者が集中する年が生じ、その退職者を短い期間で補充するためです。

	平 24	平 25	平 26	平 27	平 28	平 29
採用者数	4	0	0	6	5	11
対前年	4	▲ 4	0	6	▲ 1	6
累計	4	4	4	10	15	26

(4) 職員の年齢構成

職員の年齢構成をみると、均一化されていない偏った構成となっています。

また、年齢によっては全体の5%以上を占めたり、在職者がいなかったりする年齢もあります。このように、現在の職員年齢構成は著しく均衡を逸している状態にあるため、今後は退職者の状況を踏まえながら、年齢構成の平準化を考慮した定員管理が必要です。



単位：人、%

		20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	計
H29	職員数	0	12	7	13	12	8	5	13	19	3	7	99
	構成比	0.0	12.1	7.1	13.1	12.1	8.1	5.1	13.1	19.2	3.0	7.1	100.0

- (5) 類似団体別職員数による定員管理の状況について（平成27年4月1日時点）
 全国で当町と同類系になる団体数は、81団体あり、職員数においては、平成27年度では類似団体と比較して、全体では10人少ない状況です。

	一般行政					特別行政	計
	議会・ 総務	税務	福祉 (民生・ 衛生)	経済 (労働・ 農林水産 ・商工)	土木	教育	
池田町	17	6	38	9	5	8	83
類似団体 修正値	25	7	32	12	6	11	93
比較	▲ 8	▲ 1	6	▲ 3	▲ 1	▲ 3	▲ 10

3 定員管理計画の見直しの必要性

(1) 適正な行政需要への対応

地方分権の推進に伴う権限移譲事務の受入れ、人口減少社会への対応など、さまざまな行政需要の増加とともに新たな事務事業が必要となっています。特に、喫緊の課題への対応や総合計画やあづみ野池田総合戦略の目指す姿を実現するための重点施策の展開に向けた体制を整備するため、適正な職員配置が必要となっています。

(2) 人材の計画的な確保

将来を見据えた長期的な視点から、退職者への対応を含め人材の計画的な確保を図ることとし、年度ごとの新規採用者の平準化に努め偏った年齢構成を是正する必要があります。

4 定員適正化の目標

(1) 基本方針

少子高齢化や地方分権など社会経済の変化による住民ニーズの高度化・多様化に伴う行政需要の増加や法律改正・制度改正への対応、さらには新たな政策目標の実現など、本来的に町が担わなければならない基本的な業務については、事務事業の見直しを行った上で必要となる職員数を確保し、組織・人員体制の整備に努めるものとします。

基準となる職員数は、95人（事務職員66人、土木職員1人、保育士21人、保健師7人）としますが、年代別の偏りが生じないように、100人前後で弾力を持たせた人数とします。

① 事務事業、組織・機構の見直し

課・係別業務量を十分勘案し、適正な人員配置を図るとともに事業の目的と役割、必要性、実施体制等について見直しを行い、事務事業の最適化を図ります。又、社会経済情勢が目まぐるしく変化するなか、柔軟な組織経営を行う必要があることから、業務配分の適正化、意思決定の迅速性等の観点から組織機構の見直しを行います。

② 行政事務の効率化

事務量増大に対し、事務処理の迅速化及び効率化を図るため、情報通信技術（ICT）の活用を図ります。また、システムの更新にあたっては、事務の見直しの観点を含めた見直しを行います。

③ 職員の採用

職員の新規採用については、退職予定者の職種や人数を勘案して、職員の年齢構成等も考慮しつつ計画的に行います。

④ 民間活力の活用

公が直接行う必要性、住民サービスに与える影響、コスト等を考慮し、民間に任せられた方が効率的・効果的に業務が行えるものは、積極的に民間委託又は指定管理制度の有効活用を図ります。

⑤ 職員の行政遂行能力の向上

限られた人員により質の高い行政サービスを提供し、新たな行政課題にも的確に対応していくためには、職員一人ひとりの資質や意欲の向上が不可欠です。

職員の意識改革も含め人事管理の適正化に努めながら、更なる職員研修の充実で人材の育成を図ります。

⑥ 多様な任用勤務形態職員（再任用職員、任期付職員等）の活用

簡素で効率的な組織を維持しつつ、行政ニーズの変化や多様化に的確に対応するためには、事務の種類や性質に応じ、多様な勤務形態の職員を活用することが有効な手段として考えられます。

今後、職員の再配置や効果的な部署の創設などにより新たな行政需要への対応を図り、人的資産の有効活用・効率的な運用に努めるとともに、業務内容に適した多様な任用勤務形態の職員の活用により、効果的な町民サービスの提供に努めます。

(2) 計画期間

計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

なお、今後、国の公務員制度に係る改正等や町を取り巻く社会経済情勢等の大きな変化に伴い、定員管理計画の見直しが必要となるときは、適宜計画を見直すものとします。

(3) 年次別目標

定員管理の基本的な考え方や基本方針を踏まえ、計画期間における年次別の目標数を設定し、目標達成に向けて取り組んでいくものとします。

なお、定年前退職者があった場合は、採用時にはそれも含め採用者数を検討するものとします。

単位：人

区分	※実績			計画期間における目標職員数									
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
前年度職員合計	93	90	89	92	99	101	99	100	100	98	97	98	97
うち事務職員	70	68	67	67	72	73	71	71	71	69	68	69	68
うち土木職員	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1
うち保育士	17	16	16	19	20	20	20	21	21	21	21	21	21
うち保健師	6	6	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7
前年度退職者	▲3	▲7	▲2	▲4	0	▲5	▲2	0	▲3	▲2	0	▲1	▲4
うち事務職員	▲2	▲4	▲2	▲2	0	▲5	▲2	0	▲2	▲1	0	▲1	▲3
うち保育士	▲1	▲3	0	▲1	0	0	0	0	▲1	▲1	0	0	0
うち保健師	0	0	0	▲1	0	0	0	0	0	0	0	0	▲1
採用（予定）者	0	6	5	11	2	2	2	0	2	2	1	0	2
うち事務職員	0	3	3	7	1	2	1	0	1	1	1	0	1
うち土木職員	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
うち保育士	0	3	2	2	0	0	1	0	1	1	0	0	0
うち保健師	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1
職員数	90	89	92	99	101	98	98	98	97	97	98	97	95
うち事務職員	68	67	67	72	73	70	69	69	68	68	69	68	66
うち土木職員	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1
うち保育士	16	16	19	20	20	20	21	21	21	21	21	21	21
うち保健師	6	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
再任用者数	0	0	0	0	0	1	2	2	1	0	0	0	0
うち事務職員	0	0	0	0	0	1	2	2	1	0	0	0	0
うち保育士	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち保健師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実質職員数	90	89	92	99	101	99	100	100	98	97	98	97	95
うち事務職員	68	67	67	72	73	71	71	71	69	68	69	68	66
うち土木職員	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1
うち保育士	16	16	19	20	20	20	21	21	21	21	21	21	21
うち保健師	6	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7

池田町の人件費の推移 (R3以降決算見込み)

単位：円

年度\区分	正規職員決算	会計年度任用職員 (町長部局・教委合計)
H27	629,169,192	194,012,987
H28	650,572,939	202,301,472
H29	679,252,438	246,251,158
H30	686,229,135	254,208,957
R1	694,580,756	246,054,660
R2	705,952,489	251,267,564
R3	710,367,000	256,188,095
R4	704,983,000	255,175,926
R5	733,163,000	251,242,609
R6	746,261,000	247,402,164
R7	746,438,000	249,717,506

職員数の推移(町村・年度比較)

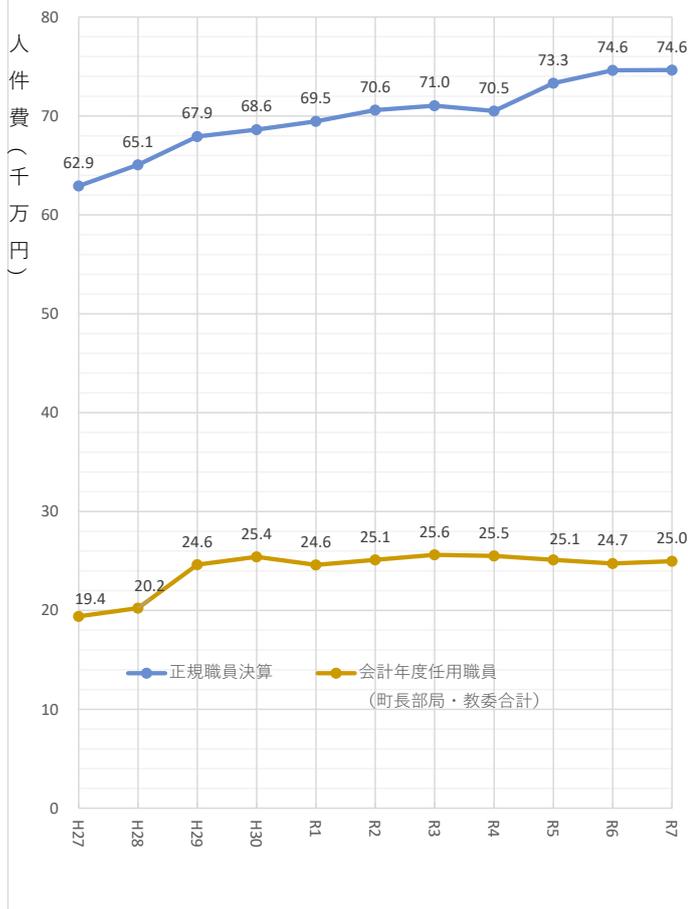
4/1現在

単位：人

年度 区分	池田町			松川村			白馬村		
	正規職員	社保加入者	合計	正規職員	社保加入者	合計	正規職員	社保加入者	合計
H28	92	76	168	81	73	154	91	86	177
H29	99	87	186	81	88	169	92	86	178
H30	101	95	196	83	91	174	96	86	182
R1	100	97	197	81	83	164	99	86	185
R2	106	86	192	88	96	184	104	86	190
R3	102	83	185	88	100	188	103	89	192

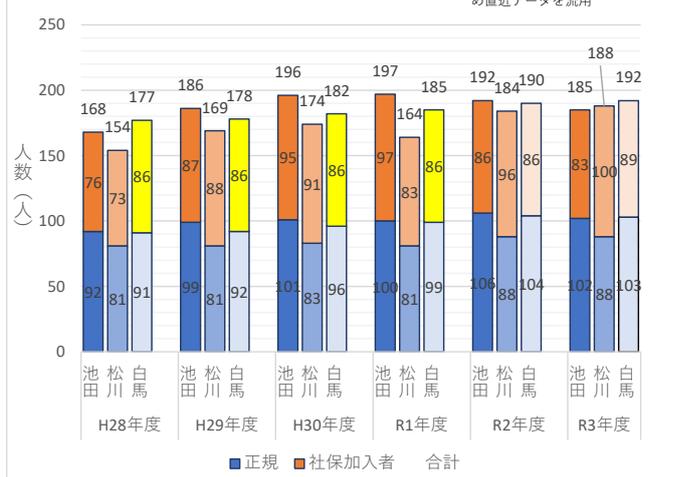
黄塗り部分はデータがないため直近のデータを流用

人件費の推移 (R2以降決算見込み)



職員数の推移

黄塗り部分はデータがないため直近データを流用



嘱託・臨時職員の人数の推移について（R3年度人数の多い順）

（ゼロ値は空白としています）

（単位：人）

区別	職種 年度	総計	保育士	事務補助員	児童センター職員 （H30から放課後 子ども教室開始）	図書館職員	給食調理員	教育支援員・指導 員・相談員・セ カンドステップ	看護師・保健師等	栄養士	企業 指導 センター 作業員	歯科 衛生 士・視 能訓練 士	地域おこし協力隊	公民館職員	学校の講師	公用車運転員	援 専 門 員 （主任） 介護支	宿 日 直	子 ど も 子 育 て 相 談 支 援 員 等	理 学 療 法 士	臨 床 心 理 士	消 費 生 活 相 談 員	嘱託職員（7節のみ）	
常勤	H28	117	33	16	7	6	6	15	5	4	5		5	3	3	2	1	1	2	1		1	1	
	H29	121	31	19	8	6	6	16	4	3	7		5	2	3	2	1	1	3	1		1	2	
	H30	125	32	16	15	6	6	14	4	3	5		5	2	3	2	3	2	2	1		1	3	
	H31	125	29	15	17	6	6	15	6	3	5		4	2	3	2	2	2	2	1		1	4	
	R2	120	26	20	15	6	6	14	4	3	5		5	2	3	3	2	2	2	1			1	
	R3	112	24	20	16	6	6	11	5	2	6		4	1	3	1	2	2	2	1				
		総計に占める割合 H28比増	21% -27%	18% 25%	14% 129%	5%	5%	10%	4%	2% -50%	5%		4%	1% -67%	3%	1%	2%	2%	2%	1%				
必要時随時	H28	57	13	3	7	7	4		9	1		8		3							2			
	H29	56	10		9	7	3		12	1		9		3							2			
	H30	54	4	3	9	7	3		14	1		8		3					1		1			
	H31	48	2	2	10	7	4		11	1		7		3							1			
	R2	65	10	1	23	4	3		13	1		6		3							1			
	R3	55	10	12	5	7	5		2	5		5		3		1								
		総計に占める割合 H28比増	18% -23%	22% 300%	9% -29%	13%	9% 25%		4% -78%	9% 400%		9% -38%		5%		2%								
（常勤 + 必要随時） 総合計	H28	174	46	19	14	13	10	15	14	5	5	8	5	6	3	2	1	1	2	1	2	1	1	
	H29	177	41	19	17	13	9	16	16	4	7	9	5	5	3	2	1	1	3	1	2	1	2	
	H30	179	36	19	24	13	9	14	18	4	5	8	5	5	3	2	3	2	3	1	1	1	3	
	H31	173	31	17	27	13	10	15	17	4	5	7	4	5	3	2	2	2	2	1	1	1	4	
	R2	185	36	21	38	10	9	14	17	4	5	6	5	5	3	3	2	2	2	1	1	1		
	R3	167	34	32	21	13	11	11	7	7	6	5	4	4	3	2	2	2	2	1				
		総計に占める割合 H28比増	20% -26%	19% 68%	13% 50%	8%	7% 10%	7% -27%	4% -50%	4% 40%	4% 20%	3% -38%	2% -20%	2% -33%		1%	1% 100%	1% 100%	1%	1%	1% -100%			

R3池田松川白馬組織比較

〇〇課 総人数（一般職と任期付-会計年度）

池田町			
課名	係名	職名等	人数
総務課19(14-5)	総務課長兼危機管理対策室長	課長	1
	総務係	課長補佐/係長	1
		主査以下	3
		会計年度任用職員	2
	危機管理対策室	課長補佐/係長	1
		主査以下	0
		任期付職員	1
		会計年度任用職員	1
	課税係	課長補佐/係長	1
		主査以下	3
		会計年度任用職員	1
	収納係	課長補佐/係長	1
		主査以下	1
		会計年度任用職員	1
課付保育士(主事)	主査以下	1	
企画政策課11(9-2)	企画政策課長	課長	1
	町づくり推進係	課長補佐/係長	2
		主査以下	3
	財政係	課長補佐/係長	1
		主査以下	1
移住定住促進係	課長補佐/係長	1	
会計年度任用職員	2		

松川村			
課名	係名	職名等	人数
総務課17(13-4)	総務課長	課長	1
	総務係	課長補佐/係長	1
		主査以下	3
		会計年度任用職員	2
	情報統計係	課長補佐/係長	1
		主査以下	0
	政策企画係	課長補佐/係長	1
		主査以下	2
	財政係	課長補佐/係長	1
		主査以下	2
噂の田舎へ案内係	課長補佐/係長	1	
	主査以下	0	
	会計年度任用職員	2	
総務課長兼村税徴収係長	課長	1	
	税務係	課長補佐/係長	1
		主査以下	3
会計年度任用職員	2		

白馬村			
課名	係名	職名等	人数
総務課24(12-12)	総務課長	課長	1
	総務係	課長補佐/係長	1
		主査以下	3
		会計年度任用職員	6
	企画調査係	課長補佐/係長	1
		主査以下	2
会計年度任用職員		6	
財政係	課長補佐/係長	1	
	主査以下	1	
課付	課長補佐/係長	2	
税務課12(10-2)	税務課長	課長	1
	課税係	課長補佐/係長	1
		主査以下	4
	徴収係	課長補佐/係長	1
		主査以下	2
	会計年度任用職員	2	
課付	主査以下	1	

住民課9(9-0)	住民課長	課長	1
	住民係	課長補佐/係長	1
		主査以下	3
	環境整美係	課長補佐/係長	1
		主査以下	1
保険医療係	課長補佐/係長	1	
	主査以下	1	

住民課9(7-2)	住民課長	課長	1
	住民係	課長補佐/係長	1
		主査以下	2
	生活環境係	課長補佐/係長	1
		主査以下	0
	保健医療係	課長補佐/係長	1
主査以下		1	
会計年度任用職員	1		

住民課11(9-2)	住民課長	課長	1
	住民係	課長補佐/係長	1
		主査以下	4
	環境衛生係	課長補佐/係長	2
		主査以下	1

1名広域
連合派遣

健康福祉課39(21-18)	健康福祉課長 兼総合福祉センター長	課長	1
	福祉係	課長補佐/係長	1
		主査以下	4
		課長補佐/係長	1
	地域包括支援センター	主査以下	3
		会計年度任用職員	3
	健康増進係	課長補佐/係長	3
		主査以下	5
		会計年度任用職員	5
	福祉企業センター	課長補佐/係長	1
		主査以下	0
会計年度任用職員		5	
多世代相談センター	課長補佐/係長	1	
	主査以下	1	
会計年度任用職員	2		

福祉課31(16-15)	福祉課長兼地域包括支援センター長	課長	1
	福祉係	課長補佐/係長	1
		主査以下	1
		主査以下	2
		会計年度任用職員	13
	地域包括支援センター	課長補佐/係長	1
		主査以下	0
		主査以下	1
	健康推進係	課長補佐/係長	1
		主査以下	1
主査以下		5	
会計年度任用職員	2		
社会就労センター	課長補佐/係長	1	

健康福祉課17(11-6)	健康福祉課長兼地域包括支援センター長	課長	1
	福祉介護係	課長補佐/係長	1
		主査以下	1
		会計年度任用職員	1
	地域包括支援センター	課長補佐/係長	0
		主査以下	1
	健康づくり係	課長補佐/係長	2
		主査以下	1
	会計年度任用職員	0	
	新型コロナワクチンコールセンター	課長補佐/係長	0
主査以下		0	
会計年度任用職員	3		
課付課長	課長	1	

社会福祉士

社会福祉士

保健師、
主任介護
支援専門
員

保健師

管理栄養士

産業振興課14(11-3)	産業振興課長 兼多目的研修集会施設長	課長	1
	農政係	課長補佐/係長	2
		主査以下	2
		課長補佐/係長	1
	花とハーブの里推進係	主査以下	0
		課長補佐/係長	1
	耕地林務係	主査以下	1
		会計年度任用職員	2
		課長補佐/係長	1
	商工係	主査以下	0
課長補佐/係長		1	
会計年度任用職員		1	
観光係	課長補佐/係長	1	
	主査以下	1	

総務課18(10-8)	経済課長兼農業委員会事務局長	課長	1
	農林係	課長補佐/係長	1
		主査以下	2
		会計年度任用職員	3
	商工観光係	課長補佐/係長	1
		主査以下	1
	海外販路推進係	課長補佐/係長	1
	農業委員会	課長補佐/係長	1
	営農支援センター	課長補佐/係長	1
	主査以下	1	

農政課16(10-6)	農政課長	課長	1
	農林係	課長補佐/係長	1
		主査以下	3
		会計年度任用職員	2
	国土調査係	課長補佐/係長	1
		主査以下	1
	土地改良係	課長補佐/係長	1
		主査以下	1
	会計年度任用職員	0	
	土地改良区事務局	課長補佐/係長	0
主査以下		0	
会計年度任用職員	1		
営農支援センター-再生協議会	課長補佐/係長	0	
	主査以下	1	
会計年度任用職員	2		
観光課6(3-3)	観光課長	課長	1
	観光商工係	課長補佐/係長	1
		主査以下	1
会計年度任用職員	3		

事務局長

建設水道課7(6-1)	建設水道課長	課長	1
	建設管理係 土木係	課長補佐/係長	1
		主査以下	1
	水道係	課長補佐/係長	1
		主査以下	2
		会計年度任用職員	1

建設水道課6(6-0)	建設水道課長	課長	1
	建設係	課長補佐/係長	1
		主査以下	1
	施設設備係兼土地開発公社	課長補佐/係長	1
		主査以下	0
	上下水道係	課長補佐/係長	1
主査以下		1	

建設管理と上下水道係は係員2人でどちらも業務のため1人ずつで計上

建設課10(6-4)	建設課長	課長	1
	建設係	課長補佐/係長	1
		主査以下	1
		会計年度任用職員	4
	土地利用・建築係	課長補佐/係長	1
		主査以下	2
	上下水道課長	課長	1
		上下水道係	課長補佐/係長
	主査以下		1
	業務係	課長補佐/係長	1
主査以下		1	
会計年度任用職員		1	
管理係	課長補佐/係長	1	
	主査以下	1	
	会計年度任用職員	3	

広域等共同処理事務一覧

番号	共同処理団体名	共同処理内容	構成市町村
1	池田松川施設組合	①学校給食調理施設 ②火葬場の管理・運営	池田町、松川村
2	高瀬広域水道企業団	①水道用水供給	大町市、池田町、松川村
3	北アルプス広域連合	①介護保険事務 ②消防事務 ③職員研修 ④情報処理システム共同設置管理運営 ⑤工事設計監督補佐業務等	大北5市町村 (大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村)
4	北アルプス連携自立圏	①若者交流・結婚支援 ②子育て支援 ③移住交流 ④広域観光 ⑤就労支援 ⑥福祉 ⑦医療・保健 ⑧圏域マネジメント能力の強化 ⑨公共施設の利用促進 ⑩地域を支える人材の育成・確保 ⑪自然と暮らしの調和	大北5市町村 (大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村)
5	穂高広域施設組合	①し尿処理 ②じんかい処理 ③余熱利用健康保養施設	6市町村 (安曇野市、生坂村、筑北村、麻績村、池田町、松川村)
6	中信地域町村交通災害共済事務組合	①交通災害共済	15町村
7	長野県市町村総合事務組合	①退職手当の支給 ②非常勤職員の公務災害及び通勤災害補償等	安曇野市、県下全町村
8	長野県自治振興組合	①電子自治体推進事務等	県下全市町村
9	後期高齢者医療広域連合	①後期高齢者医療制度事務	県下全市町村
10	長野県地方税滞納整理機構	①滞納処分等	県下全市町村及び県

超勤の実態（課又は係毎の超勤時間）

課等名	係名	令和元年度分			令和2年度分			差 (R2-R1)		
		超勤合計 ① (時間)	所属人 数② (人)	1月1人当 時間数③ (時間/人/月)	超勤合計 ④ (時間)	所属人 数⑤ (人)	1月1人当 時間数⑥ (時間/人/月)	超勤合計 (④-①) (時間)	所属 人数 (⑤-②) (人)	1月1人当 時間数 (⑥-③) (時間/人/月) <small>青塗:差8以上</small>
議会事務局	議会	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
総務課	総務	993	2	41.4	1,098	3	30.5	105	1	-10.9
	派遣	211	2	8.8	106	2	4.4	-105	0	-4.4
	消防防災/危機管理	223	1	18.6	242	1	20.2	19	0	1.6
	課税	922	4	19.2	962	4	20.0	40	0	0.8
	収納	25	1	2.1	110	1	9.2	85	0	7.1
企画政策課	町づくり	443	4	9.2	573	5	9.6	130	1	0.3
	財政	121	2	5.0	272	2	11.3	151	0	6.3
	移住	62	1	5.2	30	1	2.5	-32	0	-2.7
住民課	住民	100	3	2.8	161	3	4.5	61	0	1.7
	環境	296	2	12.3	279	1	23.3	-17	-1	10.9
	保険	69	2	2.9	254	2	10.6	185	0	7.7
健康福祉課	福祉	545	5	9.1	479	4	10.0	-66	-1	0.9
	包括	276	2	11.5	270	2	11.3	-6	0	-0.3
	健康増進	731	7	8.7	914	8	9.5	183	1	0.8
	子ども/多世代	242	2	10.1	324	2	13.5	82	0	3.4
産業振興課	農政	588	3	16.3	355	3	9.9	-233	0	-6.5
	花	254	1	21.2	122	2	5.1	-132	1	-16.1
	耕地林務	444	2	18.5	343	2	14.3	-101	0	-4.2
	商工	160	2	6.7	48	1	4.0	-112	-1	-2.7
	観光	457	2	19.0	321	2	13.4	-136	0	-5.7
	農委	49	1	4.1	49	1	4.1	0	0	0.0
建設水道課	建設管理	560	2	23.3	135	2	5.6	-425	0	-17.7
	土木	856	2	35.7	385	2	16.0	-471	0	-19.6
	水道	423	2	17.6	227	2	9.5	-196	0	-8.2
	下水道	127	1	10.6	136	1	11.3	9	0	0.8
会計課	会計	191	2	8.0	90	2	3.8	-101	0	-4.2
学校保育課	学校	395	3	11.0	551	4	11.5	156	1	0.5
	保育	331	2	13.8	130	2	5.4	-201	0	-8.4
	保育園	1,757	13	11.3	1,162	16	6.1	-595	3	-5.2
	児童センター	126	1	10.5	100	1	8.3	-26	0	-2.2
生涯学習課	生涯学習	218	2	9.1	153	2	6.4	-65	0	-2.7
	総体	300	1	25.0	194	1	16.2	-106	0	-8.8
	クラフトパーク	71	1	5.9	17	1	1.4	-54	0	-4.5
	合計	12,566	83	12.6	10,592	88	10.0	-1,974	5	-2.6

※所属人数は年度内勤務実績者数（管理職・任期付き職員・育休除く。中途退職者含む）

1月1人当時間数 上位5係

令和元年度		令和2年度	
総務係	41	総務係	31
土木係	36	環境整備係	23
総合体育館	25	危機管理対策室	20
建設管理係	23	課税係	20
花とハーブの里推進係	21	総合体育館	16

級別・年齢別職員人件費

級別平均

(単位：円)

在級	平均年齢	人数	平均人件費	人件費計	内訳				
					給料(総額)	職員手当(総額)	退職手当負担金(総額)	共済負担金(総額)	互助会(総額)
1(主事、主事補)	28.1	33	4,265,975	140,777,164	70,514,476	36,907,051	12,987,813	20,189,090	178,734
2(主任)	32.4	9	5,549,529	49,945,759	23,720,167	14,314,337	4,206,837	7,047,556	656,862
3(主査)	40.7	18	5,433,797	97,808,347	48,927,409	25,008,752	9,921,489	13,816,558	134,139
4(係長)	45.4	25	8,540,070	213,501,749	103,046,700	60,652,148	17,537,421	32,028,384	237,096
5(課長補佐)	52.4	10	9,448,089	94,480,893	46,300,500	25,817,885	7,871,085	14,385,025	106,398
6(課長、参事)	55.1	10	9,989,043	99,890,432	48,185,700	28,276,134	8,191,416	15,126,413	110,769
計		105	6,632,422	696,404,344	340,694,952	190,976,307	60,716,061	102,593,026	1,423,998

年代別平均

(単位：円)

年代	人数	平均人件費	人件費計	内訳				
				給料(総額)	職員手当(総額)	退職手当負担金(総額)	共済負担金(総額)	互助会(総額)
～30歳	24	4,367,913	104,829,921	53,691,113	26,914,054	9,015,831	15,084,000	124,923
31歳～40歳	32	5,115,982	163,711,427	78,346,403	45,357,172	15,878,289	23,314,802	814,761
41歳～50歳	25	8,231,531	205,788,287	100,102,800	57,619,644	17,362,287	30,468,830	234,726
51歳～60歳	24	9,253,113	222,074,709	108,554,636	61,085,437	18,459,654	33,725,394	249,588
計	105	6,632,422	696,404,344	340,694,952	190,976,307	60,716,061	102,593,026	1,423,998

人件費は令和2年度決算を基にしている。年齢は令和3年4月1日時点の年齢。

人数には育児休業の職員を含み、令和2年度中退職者を含む。

職員構成表(令和3年4月現在)

年齢は令和3年度中に達する年齢

- 1級 (主事、主事補)
- 2級 (主任)
- 3級 (主査)
- 4級 (係長)
- 5級 (課長補佐)
- 6級 (課長、参事)

生年	事務職			保健師			保育士			全体		
	男	年齢	女	男	年齢	女	男	年齢	女	男	年齢	女
-		65			65			65			65	
-		64			64			64			64	
-		63			63			63			63	
-		62			62			62			62	
-		61			61			61			61	
36		60			60			60			60	
37		59			59			59			59	
38		58			58			58			58	
39		57			57			57			57	
40		56			56			56			56	
41		55			55			55			55	
42		54			54			54			54	
43		53			53			53			53	
44		52			52			52			52	
45		51			51			51			51	
46		50			50			50			50	
47		49			49			49			49	
48		48			48			48			48	
49		47			47			47			47	
50		46			46			46			46	
51		45			45			45			45	
52		44			44			44			44	
53		43			43			43			43	
54		42			42			42			42	
55		41			41			41			41	
56		40			40			40			40	
57		39			39			39			39	
58		38			38			38			38	
59		37			37			37			37	
60		36			36			36			36	
61		35			35			35			35	
62		34			34			34			34	
63		33			33			33			33	
平1(64)		32			32			32			32	
2		31			31			31			31	
3		30			30			30			30	
4		29			29			29			29	
5		28			28			28			28	
6		27			27			27			27	
7		26			26			26			26	
8		25			25			25			25	
9		24			24			24			24	
10		23			23			23			23	
11		22			22			22			22	
12		21			21			21			21	
13		20			20			20			20	
14		19			19			19			19	
	男性 50 人		女性 23 人	男性 0 人		女性 7 人	男性 1 人		女性 19 人	男性 51 人		女性 49 人

職員構成表(令和14年4月:定年延長移行完了時点)

年齢は令和14年度中に達する年齢

生年	事務職		保健師		保育士		全体					
	男	年齢	女	男	年齢	女	男	年齢	女			
42		65			65			65				
43		64			64			64				
44		63			63			63				
45		62			62			62				
46		61			61			61				
47		60			60			60				
48		59			59			59				
49		58			58			58				
50		57			57			57				
51		56			56			56				
52		55			55			55				
53		54			54			54				
54		53			53			53				
55		52			52			52				
56		51			51			51				
57		50			50			50				
58		49			49			49				
59		48			48			48				
60		47			47			47				
61		46			46			46				
62		45			45			45				
63		44			44			44				
平1(64)		43			43			43				
2		42			42			42				
3		41			41			41				
4		40			40			40				
5		39			39			39				
6		38			38			38				
7		37			37			37				
8		36			36			36				
9		35			35			35				
10		34			34			34				
11		33			33			33				
12		32			32			32				
13		31			31			31				
14		30			30			30				
15		29			29			29				
16		28			28			28				
17		27			27			27				
18		26			26			26				
19		25			25			25				
20		24			24			24				
21		23			23			23				
22		22			22			22				
23		21			21			21				
24		20			20			20				
25		19			19			19				
	男性 43 人		女性 21 人	男性 0 人		女性 7 人	男性 1 人		女性 18 人	男性 44 人		女性 46 人

(趣旨)

第1 この要綱は、職員の新陳代謝を促進し、計画的かつ安定した人事管理の円滑な運用と行財政の健全化を図るため、普通退職に比べて有利な条件による退職の機会を与える制度（以下「勸奨退職制度」という。）を定めるものとする。

(対象となる職員)

第2 勸奨退職制度の適用を受けて退職できる職員（以下「勸奨退職者」という。）は、毎年度3月31日において満55歳から満58歳に達するまでの間に退職を希望する職員のうち、町長が必要と認めた職員であって、池田町職員定数条例（昭和43年池田町条例第8号）に規定する職員とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(退職希望の届出)

第3 本要綱の適用を受けようとする職員は、毎年度の6月30日までに退職希望の届出をするものとする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(退職届の提出)

第4 勸奨退職制度の適用を受けて退職する職員の退職届の提出は、町長が別に定める日までに、所属長を経由して町長に提出するものとする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(勸奨退職日)

第5 勸奨退職は、第5の規定による退職届の提出によって決定し、その年度の末日とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(退職手当の額)

第6 退職手当の額は、長野県町村総合事務組合町村職員退職手当条例の定めるところによる。

(再雇用制度)

第7 町長は、勸奨退職者のうち、行政上特に必要があると認められる職員については、別に定める額をもって2年を超えない期間に限り、嘱託等として再雇用することができる。

(就職の斡旋)

第8 町長は、勸奨退職者のうち希望者には、就職先の斡旋に努力するものとする。

(その他)

第9 この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

令和元年度早期退職に係る募集実施要項

募集の目的	職員の年齢別構成を適正化し、組織の活性化を図る
募集の対象となるべき職員の範囲	<p>一般職の定数内職員で、令和2年3月31日に「勤続20年以上」かつ「45歳から59歳まで」の者 (除外される者)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 非常勤職員 2 臨時的任用職員、任期を定めて任用された者 3 退職すべき期日又は退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者 4 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
募集人数	若干名
募集の期間	<p>令和元年9月2日(月)午前9時から 令和元年11月1日(金)午後5時まで ※ 募集の期間を延長する場合あり</p>
退職すべき期日又は期間	<p>令和2年3月31日 ※ 認定後に事情によって退職すべき年月日を繰上げ又は繰下げする場合あり</p>
応募申請の手続き	「応募申請書」(別記様式1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に下記提出先に提出する。
申請書の提出先・募集に関する問合せ先	総務課 総務係
認定・不認定の通知年月日	令和元年11月15日(金)までに通知する予定
その他事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 募集は期間中いつでも応募することができ、退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げをすることができる。 2 次のいずれかに該当する場合は、不認定とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 応募者がこの募集実施要項に適合しない場合 (2) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合におけ

	<p>る懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けた場合</p> <p>(3) 応募者が(2)に規定する処分を受けるべき行為(在職期間中の応募者の非違にあたる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。)をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合</p> <p>(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要と認める場合</p> <p>3 認定を受けた応募者が次のいずれかに該当するときは、その認定は効力を失う。</p> <p>(1) 懲戒免職処分を受けて退職したとき及び地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をしたとき。</p> <p>(2) 退職したその日又はその翌日に再び職員となったとき及び引き続き通算規定のある地方公務員等となり退職手当が支給されない場合に該当したとき。</p> <p>(3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日もしくは規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき((1)、(2)に掲げるときを除く。)</p> <p>(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けたとき。</p> <p>(5) 応募を取り下げたとき。</p> <p>4 令和2年4月中に認定を受けた応募職員の数及び当該認定に係る全ての募集実施要項を公表する。</p>
備 考	

45歳以上で早期退職する場合の特別負担金試算

例 1	
年齢	48 歳
勤続	25年
級	4-66
月額	367,600
自己都合支給率	28.03950
応募認定支給率	33.27075
残り年数	12
加算年 3 %	0.36
特別負担金 = 応募認定退職による退職手当 - 自己都合退職の場合の退職手当	
$367,600円 \times 1.36 \times 33.27075 = 16,633,245円 \quad \dots A$	16,633,246
$367,600円 \times 28.03950 = 10,307,320円 \quad \dots B$	10,307,320
<u>A - B =</u>	<u>6,325,925 円</u>
(参考) 年あたり人件費	8,860,000 円
(参考) 退職まで人件費	106,320,000 円

例 2	
年齢	53 歳
勤続	30年
級	5-71
月額	386,500
自己都合支給率	34.73550
応募認定支給率	40.80375
残り年数	7年
加算年 3 %	0.21
特別負担金 = 応募認定退職による退職手当 - 自己都合退職の場合の退職手当	
$386,500円 \times 1.21 \times 40.80375 = 19,082,486円 \quad \dots A$	19,082,486
$386,500円 \times 34.73550 = 13,425,271円 \quad \dots B$	13,425,271
<u>A - B =</u>	<u>5,657,215 円</u>
(参考) 年あたり人件費	9,450,000 円
(参考) 退職まで人件費	66,150,000 円

付属機関調べ

担当	No	名称	担任する事務	人数	任期	法律等による設置の必要性	R3度又は直近の任命数	R1-3度の開催頻度(年平均)	その他(特記事項、設立意義、実態等)	報酬(円/日)	参考年額(半日3,800×任命数×開催数)(円)
総務課	1	消防委員会委員	消防行政の円滑な運営を図る	8人以内	2年	町独自	8	1.0	池田町消防委員会条例(R3~1回)	6,200	30,400
	2 ①	防災会議委員	地域防災計画の作成及び地域防災に関する重要事項の審議	30人以内	会議のつど委嘱	義務	27	1.0	災害対策基本法、池田町防災会議条例	6,200	102,600
	2 ②	国民保護協議会委員	武力攻撃事態等から国民の保護を行う	15人以内	当該専門事項による調査が終了するまで	義務	15	0.3	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	-	0
	3	特別職報酬等審議会委員	特別職の報酬及び給料額の改定審議	7人以内	当該諮問に係る審議が終了するまで	町独自	7	0.0	特別職の報酬給料額の改定審議 前回H17年度。次回予定なし。	6,200	0
	4	公の施設指定管理者選定審査会委員	指定管理者の候補者を選定する	10名以内	当該諮問に係る審議が終了するまで	町独自			※ 指定管理をする担当課で実施	6,200	0
	5	技能功労者褒賞審査会委員	褒賞該当者選考	若干名	1年	町独自	7	0.0	褒章該当者選考 前回R元年度実施、次回R4年度実施予定。	6,200	0
企画政策課	6	情報公開審査会委員	情報公開請求決定に関する不服申立てに関する審査	5人	2年		過去開催なし	0.0	情報公開不服申立て審査	6,200	0
	7	総合計画審議会委員	総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画の審議	18人以内	2年	義務	12	3.7	任命数R2までは18人、開催頻度は策定年度は7回、改定年度3回、評価年度1回	6,200	167,200
	8	都市計画審議会委員	都市計画に関する事項の調査審議	12人以内	2年	義務	12	0.0	H21年以降開催無し	6,200	0
	9	土地利用審議会委員	土地利用及び開発指導に関する重要事項の調査審議	10人以内	2年	町独自	8	1.0	5年に一度改定の際年3回開催、その他案件あれば随時開催。R2年にR3の改定のため3回開催	6,200	30,400
	10	移住定住推進協議会委員	移住定住により町の人口を増やすため、総合的かつ計画的な事業の推進を図る	20人以内	翌年度の3月末	町独自	16	4.0	協議会1回、部会3回	6,200	243,200
	11	空家対策協議会委員	空家等対策計画の作成等及び実施に関する協議	12人以内	2年	町独自	11	0.0	空家等対策計画の作成や特定空家の措置等を協議する。	6,200	0
住民課	12	行財政改革推進委員会委員	効率的な町政の実現及び持続可能な財政運営の推進を図る	10人以内	2年	町独自	10	11.0	(R3創設)	6,200	418,000
	13	交通安全対策協議会委員・支部長	警察及び関係機関と連携を図り交通安全対策を効果的に推進する	65人以内	会議のつど委嘱	努力義務	57	1.0	関係機関・団体、事業所、自治会単位の支部で組織(交通安全対策基本法第18条)	6,200	216,600
	14	地域公共交通会議委員	地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議	15人以内	2年	義務	15	1.0	町営バス運行に関する協議(道路運送法)市町村運営有償運送を実施するうえで必須	6,200	57,000
	15	国民健康保険運営協議会委員	国民健康保険事業の運営に関する事項の審議	9人	3年	義務	9	2.0	(国民健康保険法第11条)	6,200	68,400
	16	環境審議会委員	環境保全に関する基本的事項の調査審議	10人以内	2年	努力義務	0	0.0	審議が必要な場合のみ開催(環境基本法第44条)	6,200	0

付属機関調べ

担当	No	名称	担任する事務	人数	任期	法律等による設置の必要性	R3度又は直近の任命数	R1-3度の開催頻度(年平均)	その他(特記事項、設立意義、実態等)	報酬(円/日)	参考年額(半日3,800×任命数×開催数)(円)
福祉課	17	民生委員推薦会委員	民生委員の推薦	13人以内	3年	義務	13	1.0		6,200	49,400
	18	予防接種健康被害調査委員会委員	予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため	10人以内	当該諮問に係る審議が終了するまで	義務	5	0.0		6,200	0
	19	新型インフルエンザ等対策本部委員	新型インフルエンザ等の対策を行う	必要と認められた者	必要と認められた期間	義務	26	2.0	報酬必要な方4人	6,200	197,600
	20	医師連絡懇談会委員	町民の健康と予防衛生及び疾病の対策について医師との連携を深め、町民の健康管理を推進する	15人以内	2年	町独自	13	1.0		6,200	49,400
	21	総合福祉センター運営委員会委員	総合福祉センターの運営の適正化を図る	35人以内	2年	努力義務	14	1.0		6,200	53,200
	22	健康長寿推進協議会委員	健康増進計画及び食育推進計画の策定や健康づくりの事業推進を図る	15人以内	2年	町独自	14	3.0		6,200	159,600
		いじめ問題再調査委員会委員	いじめ問題調査委員会から報告を受けたときに必要がある場合は調査結果について再調査、審議及びいじめ防止等のための提言を行う	8人以内	町長が必要と認めるときから当該諮問に係る審議及び報告が終了するまで	その他	実績なし	実績なし	R3.6施行	6,200	0
	23	子ども・子育て会議委員	子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要事項の審議	20人以内	2年					6,200	0
24	福祉企業センター運営委員会委員	福祉企業センターの円滑な運営を図る	8人	2年	努力義務	8	0.0		6,200	0	
産業振興課	25	商工業振興審議会委員	商工業振興に関する重要事項の審議	15人以内	2年	町独自	不明	不明	町長の諮問に応じて開催	6,200	0
	26	工場誘致等審議会委員	工場誘致の推進を図る	8人以内	2年	町独自	4	1.0	案件が生じた場合に開催(R2に1回)	6,200	15,200
	27	中小企業・小規模事業者振興円卓会議委員	小規模事業者等の振興に関する施策について基本方針等を定めるとともに町、事業者等の役割を明確にし、施策を総合的に推進する	15人以内	2年	町独自	14	0.0	協議する内容が広範囲で論点を絞り込めなかったため、当面小委員会を設置してそれぞれの部門(商・工・農)で調査、研究及び振興施策の検討をすることとした。H29 1回、H30 1回	6,200	0
	28	農政問題協議会委員	農業振興の総合的企画と施策の円滑な推進を図る	15人以内	2年	町独自	不明	不明	農業再生協議会で農業問題及び施策を検討しているため開催していない。	6,200	0
	29	農業振興地域整備計画審議会委員	農業振興地域整備計画の適正管理等円滑な整備・推進を図る	9人以内	2年	義務	9	1.0	案件が生じた場合に開催	6,200	34,200
	30	農業構造政策推進協議会委員	農業の分析・検討をして構造政策推進施策を樹立し、事業の円滑な推進を図る	15人以内	2年	町独自	不明	不明	農業再生協議会で農業問題及び施策を検討しているため開催していない。	6,200	0
建設水道課	31	水道事業使用料等審議会委員	上水道、下水道(農業集落排水も含む)の使用料等水道事業の重要な事項の審議	10人以内	2年	義務	9	0.0	平成30年度に開催 概ね3年ごとに開催	6,200	0

付属機関調べ

担当	No	名称	担任する事務	人数	任期	法律等による設置の必要性	R3度又は直近の任命数	R1-3度の開催頻度(年平均)	その他(特記事項、設立意義、実態等)	報酬(円/日)	参考年額(半日3,800×任命数×開催数)(円)
学校保育課	32	文化財保護委員会委員	文化財の指定保存及び活用	5人	2年	義務	5	3.4	年額	32,000	160,000
	33	放課後子ども総合プラン運営委員会委員	子どもの健全な育成と遊び及び生活支援	10人以内	1年	町独自	10	1.0		6,200	38,000
	34	学びの郷活性化委員会委員	保育園・小中学校の様々な課題に取組み、楽しく登校(園)できる学校(園)づくりと地域との連携を検討する	必要と認めた者	2年	町独自	29	3.0		6,200	330,600
		いじめ問題調査委員会委員	いじめ問題に関する重大事態が発生した場合、事実関係を明確にするための調査、審議及びいじめ防止等のための提言を行う	8人以内	教育委員会が必要と認めるときから当該諮問に係る審議及び報告が終了するまで	その他	実績なし	実績なし	R3.6施行	6,200	0
	35	教育行政評価委員	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する判定・指導	2人	2年	義務	2	3.0		6,200	22,800
	36	認定こども園入園及び在園児審査委員会委員	心身に障害等のある児童について専門的な調査・審査の上、認定こども園への入園及び在園児に関する判定・指導	15人以内	2年	町独自	4	2.0		6,200	30,400
	37	教育委員会就学支援委員会委員	小中学校の児童生徒等の適正な就学先判断及び相談	20人以内	2年	義務	13	6.0		6,200	296,400
生涯学習課	38	社会教育委員	社会教育に関し、教育委員会に助言する	10人以内	2年	町独自	6	4.0	社会教育法第15条	6,200	91,200
	39	公民館運営審議会委員	公民館運営に関する審議	15人以内	2年	町独自	6	1.0	社会教育法第29条	6,200	22,800
	40	青少年育成町民会議会員	青少年の健全育成に寄与する	30人以内	2年	町独自	27	1.0		6,200	102,600
	41	青少年問題協議会委員	青少年の指導育成等に関する総合的施策の調査審議	34人以内	2年	町独自			地方青少年問題協議会法	6,200	0
	42	男女共同参画まちづくり推進協議会委員	男女共同参画に関する施策の総合的な推進	15人以内	2年	町独自	9	4.0		6,200	136,800
	43	人権教育推進協議会委員	人権教育の推進	37人以内	2年	町独自	10	0.7		6,200	26,600
	44	差別撤廃人権擁護審議会委員	あらゆる差別の撤廃と人権の擁護に関する重要事項について、町長の諮問に応じ調査審議する	10人以内	2年	町独自			住民課?健康福祉課?池田町における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくす条例	6,200	0
	45	スポーツ推進委員	地域のスポーツ推進を図る	10人	2年	義務	9	15.0	年額	75,000	675,000
	46	総合体育館運営委員会委員	総合体育館の運営に関する重要事項の審議・諮問	15人以内	2年	町独自	0	0.0		6,200	0
	47	スポーツ振興協議会委員	スポーツ振興基金の処分に関する審議	10人以内	2年	町独自	0	0.0		6,200	0
	48	図書館協議会委員	図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに図書館奉仕について館長に対し意見を述べる	7人以内	2年	町独自	7	1.7		6,200	45,220
	49	浅原六朗文学記念館協議会委員	浅原六朗文学記念館の管理運営に関する審議	6人以内	2年	町独自	6	1.0	学校保育課	6,200	22,800
	50	美術品取得等に関する委員会委員	町立美術館の収蔵品としての美術品取得等に関する意見具申	5人以内	2年	町独自				6,200	0
	51	美術館運営協議会委員	美術館の効率運営のための協議	15人以内	2年	町独自	10	2.0		6,200	76,000
	52	創造館運営委員会委員	創造館の重要事項に関する審議・諮問	10人以内	2年	町独自	10	2.0		6,200	76,000
合計											4,045,620

議員報酬比較表

令和3年度現在

北安曇郡内
県内同規模人口

区分	議長 (円)	副議長 (円)	委員長 (円)	議員 (円)	定数 (人)	人口 (人)	議員一人当たり人口 (人)
池田町	284,100	209,400	201,400	189,400	12	9,764	814
松川村	275,000	210,000	200,000	190,000	12	9,689	807
白馬村	279,000	220,000	207,000	198,000	12	8,649	721
小谷村	260,000	204,000	192,000	185,000	10	2,793	279
木曾町	257,000	176,000	162,000	155,000	14	10,742	767
飯島町	288,200	220,500	210,700	198,000	12	9,344	779
飯綱町	269,000	196,000	183,000	174,000	15	10,923	728
佐久穂町	275,000	210,000	189,000	185,000	14	10,808	772
宮田村	287,000	219,000	219,000	197,000	12	8,972	748
県内町村平均	265,442	194,495	常任委員長 181,093円 議運委員長 181,418円	172,797	11	7,212	656
備考			常任又は議運委員長		町村数 58	町村人口 418,271人	議員定数 641人

参考：池田町詳細

	議長	副議長	委員長	議員	合計
人数 (人)	1	1	3	7	12
報酬総額 (円)	284,100	209,400	604,200	1,325,800	2,423,500
				平均 (円)	201,958

※ 県内町村平均数値はR2.7.1現在で、日額の町村を含むもの。(町村議会実態調査より)

各地区の農業者数及び農地面積(農地面積0.5ha未満の地区は掲載していない)

	行政区	農業者	農地	農業
		農家経営体数(法人・自作のみ含む) ※他市町村との比較で示しているものと数値が違うがこちらは耕作10a未満の農業者も含まれる	面積ha(ha未満四捨五入)	委員数
1	豊町	39	40	
2	一丁目	87	27	
3	吾妻町	54	7	
4	東町	10	1	
	小計	190	75	1
5	二丁目	43	3	
6	三丁目	68	4	
7	四丁目	56	12	
8	五丁目	30	15	
	小計	197	34	1
9	堀之内	58	53	
10	正科	42	32	
11	広津	15	16	
	小計	115	101	1
	大字池田計	502	210	3
12	中島	55	44	
13	半在家	24	20	
14	千本木台	4	1	
15	相道寺	24	21	
16	花見	34	53	
17	陸郷	6	6	
	小計	147	145	1
18	滝沢	96	101	
	小計	96	101	1
19	林中	100	53	
20	内鎌	84	84	
21	和合	8	1	
22	十日市場	57	66	
	小計	249	204	2
23	渋坂	4	1	
24	坂下	33	20	
25	中木戸新屋敷	72	34	
26	渋南渋原渋西	70	50	
	小計	179	105	1
	大字会染	671	555	5
27	鶴山	61	49	
28	中之郷	71	68	
	小計	132	117	1
	大字中鶴	132	117	1
	中計	1,305	882	9
	農業団体推薦			1
	町内全域推薦			1
	町内全域募集			1
	農地利用最適化推進委員(池田、広津)			2
	農地利用最適化推進委員(会染、中鶴、陸郷)			2
	合計	1,305	882	16

農業委員は

- ・非農家である「中立委員」を必ず置くこと
- ・青年(概ね40代以下)及び女性の確保に努めること
- ・認定農業者で農業委員の過半を超えること(ただし、町内の認定農業者の数が定数の8倍の数を下回る場合は認定農業者に準ずる者を含め過半を超えること。町はこれに該当)

※現在の町内認定農業者70人

※認定農業者に準ずる者とは認定新規就農者、人農地プランに位置付けられた農業者、認定農業者の経営に参画する親族等。少なくとも40人はいる。

令和3年度年報酬（円）各市町村例規集より

類似団体について。（長野県農業会議の協力で収集）全国の農業委員会組織から基準農業者数900～1000人、面積800～900haに該当する農業委員会を抽出

農業委員会名	会長	会長代理 (副会長)	農業委員	農地利用最適 化推進委員
池田町	339,000	240,000	205,000	205,000
みよし市（愛知県）	358,800	285,600	248,400	248,400
湖南市（滋賀県）	462,000	404,400	378,000	342,000
和束町（京都府）	150,000		130,000	130,000
大町市	912,000	596,400	444,000	444,000
松川村	496,800	330,000	274,800	247,200
白馬村	293,000	208,000	181,000	181,000
小谷村	326,400	160,800	160,800	160,800

基準農業者数及び農地面積等

（基準農業者数及び農地面積は各農業委員会改選時に使用したデータ）

大北管内市村へは遊休農地対策、農地貸し借りに関連の強い所有者数も独自に調査

農業委員会名	基準農業者数 (耕作面積10a以上)	農地面積 (ha)	所有者数	農業委員数	農地利用最適 化推進委員数	合計
池田町	942	882	2,581	12	4	16
みよし市（愛知県）	941	841		12	9	21
湖南市（滋賀県）	955	821		14	8	22
和束町（京都府）	983	862		14	5	19
大町市	1,454	3,621	4,981	19	9	28
松川村	650	1,120	1,527	12	2	14
白馬村	540	738	1,928	12	2	14
小谷村	447	200	2,012	12	2	14

改正法に基づく農業委員会の体制(農業委員・推進委員の設置状況)

R2.9.1 現在(単位:人)

市町村名	新体制移行日	改正法に基づく改選1度目の体制/ 平成31年3月31日現在の体制(実数)						令和2年9月1日現在の体制(実数)						比較	
		農業委員	うち女性	推進委員	うち女性	計(A)	うち女性	農業委員	うち女性	推進委員	うち女性	計(B)	うち女性	増減(B)-(A)	うち女性
※ 長野市	R2.3.2	25	1	42	0	67	1	25	2	42	0	67	2	0	1
松本市	H30.8.9	26	3	18	0	44	3	26	3	18	0	44	3	0	0
上田市	H30.7.20	24	0	23	4	47	4	24	0	23	4	47	4	0	0
※ 岡谷市	R2.7.30	8	2	3	0	11	2	8	2	3	0	11	2	0	0
※ 飯田市	R2.7.20	19	2	19	1	38	3	19	2	19	2	38	4	0	1
※ 諏訪市	H30.5.20	12	1	10	0	22	1	12	1	10	0	22	1	0	0
※ 須坂市	R2.7.20	14	2	7	0	21	2	14	3	7	0	21	3	0	1
※ 小諸市	R2.7.20	18	3	8	0	26	3	18	2	8	0	26	2	0	-1
※ 伊那市	H31.4.1	24	2	9	0	33	2	24	3	9	0	33	3	0	1
※ 駒ヶ根市	R2.7.20	19	3	6	0	25	3	19	3	6	0	25	3	0	0
中野市	H30.4.1	20	2	17	0	37	2	20	2	17	0	37	2	0	0
大町市	H30.4.9	19	2	9	0	28	2	19	2	9	0	28	2	0	0
飯山市	H30.8.1	13	4	7	0	20	4	13	4	7	0	20	4	0	0
※ 茅野市	H31.4.1	18	2	9	0	27	2	18	2	9	0	27	2	0	0
※ 佐久市	R2.5.20	24	3	23	0	47	3	24	3	23	0	47	3	0	0
※ 塩尻市	R2.3.20	19	3	7	1	26	4	19	3	12	0	31	3	5	-1
※ 千曲市	R1.7.20	15	0	15	0	30	0	15	4	15	0	30	4	0	4
※ 東御市	R2.4.1	18	2	5	0	23	2	18	1	5	0	23	1	0	-1
安曇野市	H30.7.20	24	2	27	0	51	2	24	2	27	0	51	2	0	0
※ 小海町	R2.2.1	14	2	2	0	16	2	14	1	2	0	16	1	0	-1
※ 佐久穂町	R2.7.20	16	3	6	0	22	3	16	3	6	0	22	3	0	0
※ 川上村	R2.7.20	12	2	0	0	12	2	12	2	0	0	12	2	0	0
※ 南牧村	R2.5.18	8	0	2	0	10	0	8	0	2	0	10	0	0	0
※ 南相木村	R2.7.20	10	2	2	0	12	2	10	0	2	0	12	0	0	-2
※ 北相木村	R2.5.18	9	0	0	0	9	0	11	0	0	0	11	0	2	0
※ 軽井沢町	R2.7.20	14	3	7	2	21	5	14	3	7	1	21	4	0	-1
※ 御代田町	R2.7.20	14	3	5	0	19	3	14	3	5	0	19	3	0	0
※ 立科町	R2.7.20	13	2	3	0	16	2	13	1	3	0	16	1	0	-1
※ 長和町	H31.4.1	14	3	4	0	18	3	10	1	11	0	21	1	3	-2
※ 青木村	R2.7.20	12	0	4	0	16	0	12	2	4	1	16	3	0	3
※ 下諏訪町	R2.7.20	8	2	0	0	8	2	8	1	0	0	8	1	0	-1
※ 富士見町	H31.4.1	14	3	4	0	18	3	14	3	4	0	18	3	0	0
※ 原村	R2.7.20	11	2	4	0	15	2	11	2	4	0	15	2	0	0
※ 辰野町	H31.4.1	7	3	7	0	14	3	7	3	7	0	14	3	0	0
※ 箕輪町	H30.4.1	14	2	8	0	22	2	14	2	8	0	22	2	0	0
※ 飯島町	R2.4.1	12	2	4	0	16	2	12	2	4	0	16	2	0	0
※ 南箕輪村	R2.7.20	11	1	4	0	15	1	11	1	4	2	15	3	0	2
※ 中川村	H30.9.10	8	2	8	2	16	4	8	2	8	2	16	4	0	0
※ 宮田村	R2.7.20	6	2	5	0	11	2	6	2	5	0	11	2	0	0
※ 松川町	R1.12.16	11	3	5	0	16	3	11	3	5	0	16	3	0	0
※ 高森町	R2.7.20	14	3	5	0	19	3	14	2	5	1	19	3	0	0
※ 阿南町	R1.5.4	11	0	10	0	21	0	11	0	10	0	21	0	0	0
※ 阿智村	R2.7.20	14	2	8	0	22	2	14	2	8	0	22	2	0	0
※ 平谷村	R2.7.20	6	2	0	0	6	2	8	2	0	0	8	2	2	0
※ 根羽村	R2.7.20	7	0	0	0	7	0	7	1	0	0	7	1	0	1
※ 下條村	R2.7.20	12	2	7	0	19	2	12	2	7	0	19	2	0	0
※ 売木村	R2.7.20	9	0	0	0	9	0	9	1	0	0	9	1	0	1
※ 天龍村	R2.7.20	11	2	0	0	11	2	11	2	0	0	11	2	0	0
※ 泰阜村	R2.7.20	7	2	3	0	10	2	7	2	3	0	10	2	0	0
※ 喬木村	R2.7.20	9	1	6	0	15	1	9	0	6	0	15	0	0	-1
※ 豊丘村	H30.4.30	12	4	7	0	19	4	12	4	7	0	19	4	0	0
※ 大鹿村	R2.7.20	7	1	2	0	9	1	7	1	2	0	9	1	0	0

市町村名	新体制移行日	改正法に基づく改選1度目の体制／平成31年3月31日現在の体制(実数)						令和2年9月1日現在の体制(実数)						比較	
		農業委員		推進委員		計(A)		農業委員		推進委員		計(B)		増減(B)-(A)	うち女性
		うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性				
※ 上松町	R2.7.20	9	3	3	0	12	3	9	3	3	0	12	3	0	0
南木曾町	H30.2.15	11	3	3	0	14	3	11	3	3	0	14	3	0	0
木曾町	H29.12.21	12	2	8	1	20	3	12	2	8	1	20	3	0	0
※ 木祖村	R2.7.20	10	0	3	0	13	0	10	2	3	0	13	2	0	2
※ 王滝村	R2.7.20	10	3	0	0	10	3	10	3	0	0	10	3	0	0
※ 大桑村	R2.7.20	10	1	0	0	10	1	10	1	0	0	10	1	0	0
※ 麻績村	R2.7.20	10	2	1	0	11	2	10	2	1	0	11	2	0	0
※ 生坂村	R2.5.18	10	2	1	0	11	2	10	2	1	0	11	2	0	0
※ 山形村	R2.7.20	14	3	4	0	18	3	14	2	4	0	18	2	0	-1
※ 朝日村	R2.4.16	12	2	3	0	15	2	12	2	3	0	15	2	0	0
※ 筑北村	H29.11.7	14	4	3	0	17	4	14	4	3	0	17	4	0	0
※ 池田町	H31.4.1	12	2	2	0	14	2	12	2	4	0	16	2	2	0
※ 松川村	R2.7.20	12	3	2	0	14	3	12	4	2	0	14	4	0	1
※ 白馬村	R2.7.20	12	2	2	0	14	2	12	2	2	0	14	2	0	0
※ 小谷村	H30.5.20	12	2	2	1	14	3	12	2	2	1	14	3	0	0
※ 坂城町	H30.5.18	14	1	1	0	15	1	14	1	1	0	15	1	0	0
※ 小布施町	H30.5.12	9	3	6	0	15	3	9	3	6	0	15	3	0	0
※ 高山村	R2.7.20	14	2	5	1	19	3	14	3	5	0	19	3	0	0
※ 山ノ内町	H30.4.14	14	3	6	0	20	3	14	3	6	0	20	3	0	0
※ 木島平村	H30.7.20	10	1	8	0	18	1	10	1	8	0	18	1	0	0
※ 野沢温泉村	R2.4.1	6	1	2	0	8	1	6	1	2	0	8	1	0	0
※ 信濃町	R2.4.1	12	2	8	0	20	2	12	2	8	1	20	3	0	1
※ 飯綱町	H30.1.1	16	2	8	0	24	2	16	2	8	0	24	2	0	0
※ 小川村	H31.4.1	8	2	4	0	12	2	8	2	4	0	12	2	0	0
※ 栄村	R2.7.20	10	2	4	0	14	2	10	2	4	0	14	2	0	0
合計	77委員会	999	153	485	13	1,484	166	999	156	499	16	1,498	172	14	6

注1) ※印は、改正法に基づく改選2度目の市町村(58)。

注2) 無印は、改正法に基づく改選1度目の市町村(19)。

注3) 川上村については、農業委員会法第17条第1項第2号の規定(農地集積率70%以上かつ遊休農地率1%以下の市町村)により推進委員を置いていない。

注4) 北相木村、下諏訪町、平谷村、根羽村、売木村、天龍村、王滝村、大桑村については、農業委員会法第17条第1項第1号の規定(農地面積200未満の委員会を置かないことができる市町村)より、推進委員を置いていない。

注5) 農業委員

・松川町定数12人(欠員1人)となっている。

・松本市定数26人(うち2人)、長野市定数25人(うち1人)、中野市定数20人(うち1人)は、農林水産大臣承認により委員定数が引上げられている。(農業委員会法等に関する法律施行規則の一部改正省令附則第6条)

注6) 推進委員

・伊那市定数10人(欠員1人)、坂城町定数8人以内(欠員7人)、山ノ内町定数8人(欠員2人)となっている。

農業委員会の主な活動(農業委員・最適化推進委員の活動に関すること)

農業委員とは：農地法の申請等に関する活動

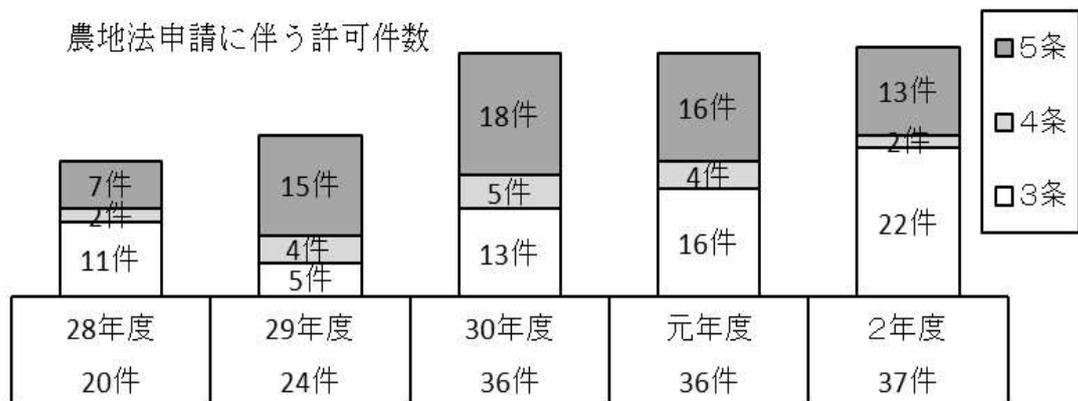
農地利用最適化推進委員とは：農地利用（農地貸し借り・農地利用状況）に関する活動

基本的な役割はあるが実際は全国的にも両委員協力体制で行っているところも多い。

①農業委員会総会	農業委員及び農地利用最適化推進委員全員出席。毎月実施。農地法による申請の意見決定、農業経営基盤強化促進法による農地の貸し借り申出に対する議決の他、必要な協議・報告を行う。
②農地利用最適化推進会議	町農業関連機関が集まる連絡会。農業委員会からは農地利用最適化推進委員他、会長、会長代理出席。必要に応じて開催（2月に1回程度）。貸し付け希望の農地に対する借受者の選定、問題の抱えた農地や町の農地問題に対する方策を協議する。
③対外的会議・研修等への出席	要請に応じ県・大北管内・町関係の会議・研修へ参加する。また、池田小学校の田植体験の協力も行う。
④農地法の申請等に関する調査、相談	所有権の移転及び農地転用等の申請に対する相談、現地調査及び申請者への聞き取りを行う。
⑤農地利用（農地の貸し借り、売買）の仲介、相談	農地の貸し借りの仲介や借り手・買手の付かない農地の借受者・買受者の発掘を行う。
⑥農地関係の調査	R2年度は人農地プラン策定のための所有者への意向調査を実施。R3年度は予定はない。
⑦農地の利用状況や転用状況に係る調査・相談・指導	各委員担当の区域の農地について、農地の遊休化や無断転用、進捗の無い転用等の調査を行い、問題が疑われる農地について報告。対応方針を協議した後、指導等の対応を行う。
⑧農業者年金・農業新聞普及活動	年金は新規就農者への加入推進を行い、新聞は普及強化月に各委員一斉に購読推進を行う。
⑨その他農地に関する相談・指導	相談や苦情等に対する対応を行う。

農地法の規定に基づく申請

申請件数	3条（農地の権利移転・設定）	4条（権利のある農地の転用）	5条（農地の権利移転・設定農地かつ転用）
H28	11件	2件	7件
H29	5件	4件	15件
H30	13件	5件	18件
R1	16件	4件	16件
R2	22件	2件	13件



農業委員・農地利用最適化推進委員が関わった農地貸し借りの件数

仲介件数（貸し借り開始年度）		
H31 R1年度	165件	基本的に貸し手・借り手の両者に対応するため1件につき最低でも2回は対応が必要。 不在や後日回収等で1件でも何回も対応するケースも多いと聞いている。 （H30年度以前は記録がないため拾えず）
R2年度	228件	

財政安定化庁内プロジェクト（略称：アンプロ）概要

【構成】 リーダー：町長
 サブリーダー：副町長、教育長
 メンバー：課長、課長補佐、行財政改革担当
 （必要に応じて担当係長出席）
 事務局：財政係

【目的】 ・将来にわたる持続可能な財政基盤の確立
 ・限られた資源（人材・財源）で最大の効果獲得
 ・行財政改革推進委員会の検討と並行した庁内協議

【開催日】 原則、月初めの庁議終了後 9:30～

【検討項目と具体策】

検討項目	具体策（具体例）
新規事業や課題事業の財政面からの検証・検討	会染西部ほ場整備創設非農用地の活用 会染保育園の今後 美術館の運営
業務の見直し・効率化	ムダ・課題・問題点の洗い出し 既存組織の見直し 意識改革、5S コスト意識の徹底、アイデア出し 提案ボックスの活用
自主財源の確保	普通財産の処分（旧上原商店跡地、北保育園）
職員数および業務量の精査	類似団体や松川村との比較検証
財政状況の共有	財政状況の把握、財政知識の向上

【進捗状況】 4回開催（7/29現在）。

財政状況の説明（行革委の資料利用）、会染西部ほ場整備創設非農用地の活用、会染保育園施設整備、ハーブセンターの課題、商業エリアの活用、組織改正等について協議。